

28小国第936号
平成28年11月17日



小郡・三井医師会
会長 白石 恒明 様

小郡市長 平安 正知



子ども医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度の拡充について（依頼）

平素より、本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月、小郡市（福岡県）において「乳幼児医療費支給制度」を「子ども医療費支給制度」とし「重度障害者医療費支給制度」も一部改正いたしました。

各医療機関より問合せが多い下記の2点について、会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

学校管理下のケガについては、一旦3割負担後、4割給付があるため、地方単独医療証（子ども・重度障害者・ひとり親）を使用しないよう「別紙」のとおりに、保護者に案内しております。（※ 生活困窮等の申出があれば使用可）

同月内に一般診療も行われた場合は、レセプト備考欄に「総点数 3000 点中、日本スポーツ振興センター分：1800 点」などの記載をお願いします。

（※レセプト記入方法 … 詳細は国保連・支払基金等にお尋ね下さい。）

また、3歳以上～小学6年生のお子様には（子）の医療証を交付しておりますが、H28年10月時点で3歳未満のお子様は助成内容に変更がないため、3歳になるまで（乳）の医療証を有効としております。ご了承下さい。

【お問い合わせ先】

小郡市 国保年金課
医療・年金係 担当 中村、牛嶋
TEL 0942-72-2111（内 422）
FAX 0942-73-4466

保護者の皆様へ

日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度と
子ども医療費助成制度の取り扱いについて（お知らせ）

小 郡 市
小郡市教育委員会

小郡市では平成28年10月から保険診療にかかった医療費の自己負担分を助成する「子ども医療費助成制度」として小学生まで医療証を交付していますが、**学校管理下で発生したけが等については**、子ども医療費助成制度ではなく、下記のとおり**日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度**を利用していただきますようお願いいたします。

日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度の利用では、いったん自己負担分を支払っていただくこととなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度について

(1)給付の内容

保険診療のうち、医療機関等の窓口で自己負担された額と療養に伴って要する費用（保険診療分総額の1割）を合算した額（保険診療分総額の4割）が支給されます。

(2)給付の条件

学校管理下のけが等を治療するため医療機関等に受診された場合で、保険診療分総額が5,000円以上（医療機関等の窓口で自己負担された額が1,500円以上）になったときは、災害共済給付金制度の対象となります。

2 子ども医療証等の使用について

学校管理下でのけが等で病院へ受診される場合は、子ども医療証を使用せず、日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度を利用してください。

ひとり親家庭等医療費・重度障害者医療費受給者の皆様も同様の取り扱いとなります。

3 その他

自己負担額が少額（1,500円未満）で日本スポーツ振興センター災害共済給付金の対象外となった場合は、子ども医療（1,200円）との差額の払い戻しを受けることが出来ます。

小郡市役所 国保年金課 医療・年金係 【電話 0942-72-2111（内422）】